

インボイス

って何?

消費税 インボイス制度



**免税事業者の方
是非ご参加下さい**

**もう知らなかったでは済まされない!
導入されたらどうなるの?**

「インボイス」という言葉を聞いたことがありますか?

インボイス制度は、消費税に関する新しい制度で、令和5年10月1日からスタートすることが決まっており、インボイスの登録受付もすでに開始されています。

そもそもインボイス制度とはどんな制度?

今までとはどう違ってくるのか? 登録しないとイケないの?

等の疑問点や、建設業者ならではの注意点を、専門家をお招きし丁寧にわかりやすく皆様に解説します。

よくわからないので手つかずになっている、今対応を考えているところ、いつまでに何をすればよいのかとお悩みの事業者様、これから対応する事業者様の参考にして頂けるセミナーを開催します。是非、ご参加ください。

5月24日(火) 13:30~17:00

会場 首都圏建設産業ユニオン 4階会議室

講演①

インボイス制度について

講師：小倉 秀夫 氏(税理士)

講演②

建設業におけるインボイス

講師：丹羽 秀夫 氏(公認会計士・税理士)

建設ユニオンの取組み

税金担当書記次長 伊羅胡 和哉 氏

講師プロフィール 税理士 **小倉 秀夫**
(おぐら ひでお)

平成10年 税理士登録(現在、千葉県税理士会市川支部所属)

平成12年より中央労福協主催「労働組合の会計税務に関する研修会」等を担当

平成15年より全建総連本部及び東京都連の税金学習会の講師を多数担当



免税事業者は取引から排除されちゃうの？

仕入先が適格請求書を発行できる課税事業者なら、納税額は20万円で済んだのに…

課税事業者は消費税納税額が増大って本当？



税込440万円
(本体400万円)
で仕入れ



税込660万円
(本体600万円)
で販売



仕入先
(免税事業者)

支払った
消費税相当額
40万円

仕入元
(課税事業者)

預かった
消費税
60万円

お客様

納税額60万円

40万円が
差引けない!!

税務署

仕入先は免税事業者なので適格請求書等を発行できません。したがって、仕入元は支払った消費税相当額の40万円が控除できなくなり、結果、納税額は60万円になってしまいました!!

仕入元もこれでは経営が大変です。自らの過大な負担を避けるためには仕入先の免税事業者にも「課税事業者」になってもらうか、40万円の値引きをもとめるしかなくなってしまいます。

東京、神奈川、千葉、茨城、埼玉に広がる首都圏建設産業ユニオン

城北支部

TEL 03 (3888) 2595
FAX 03 (3881) 3496
〒120-0042
足立区千住竜田町12-11

城南支部

TEL 03 (5759) 5571
FAX 03 (5759) 5576
〒141-0031
品川区西五反田2-31-6
セブンスターマンション2F

世田谷支部

TEL 03 (3425) 0881
FAX 03 (3425) 1809
〒154-0017
世田谷区世田谷3-6-10

杉並支部

TEL 03 (3396) 7333
FAX 03 (3397) 1848
〒167-0041
杉並区善福寺1-15-24

練馬支部

TEL 03 (3925) 0009
FAX 03 (3925) 0635
〒178-0063
練馬区東大泉5-38-20

東多摩支部

TEL 042 (354) 8055
FAX 042 (354) 8056
〒183-0005
府中市若松町2-3-28

多摩北支部

TEL 042 (479) 2260
FAX 042 (479) 2267
〒203-0033
東久留米市滝山7-23-17

多摩中央支部

TEL 042 (563) 2666
FAX 042 (563) 0140
〒207-0021
東大和市立野1-26-13

多摩支部

TEL 042 (625) 2351
FAX 042 (626) 4055
〒192-0066
八王子市本町2-10

本部

TEL 03 (3462) 5331
FAX 03 (3462) 5334
〒150-0041
渋谷区神南1-3-10

神奈川支部

TEL 045 (943) 8941
FAX 045 (943) 8961
〒224-0041
横浜市都筑区仲町台1-34-3-203

千葉支部

TEL 047 (311) 2527
FAX 047 (311) 2528
〒270-2251
松戸市金ヶ作396-12

茨城支部

TEL 029 (871) 0219
FAX 029 (871) 0821
〒300-1252
つくば市高見原1-1-29

埼玉支部

TEL 048 (465) 5933
FAX 048 (466) 8647
〒351-0115
和光市新倉2-21-51



ホームページ
はこちら➔

第17回 経営セミナー 5月24日(火) 参加申込書

(どちらかに○印をつけて下さい)

所属支部 _____ 組合加入 している していない

事業所名 _____ 役職等 _____

参加者氏名 _____

メールアドレス(組合未加入の方のみ記入) _____

申込 FAX 03-3462-5334 (E-mail seminar@kensetu-union.com)